

2019年2月8日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ  
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司  
 (JASDAQ・コード6634)  
 問 合 せ 先  
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長 石原 直樹  
 電 話 03-6759-8970

## 「第35回定時株主総会招集ご通知」の訂正について

2019年2月8日付で株主の皆様にご送付いたしました当社「第35回定時株主総会招集ご通知」につきまして、数値データに訂正すべき点がございました。

また、1月30日付取締役会決議事項である第35回定時株主総会の第2号議案「取締役6名選任の件」につきまして、同決議後、取締役候補者であった松平定知氏より、本業多忙につき取締役会への出席が困難となる可能性が生じたことで、取締役候補者を辞退したい旨の申し出があったため、2月8日開催の取締役会において、松平定知氏に代えて北村克己氏を取締役候補者とすることを決定いたしました。

これに伴い、ご送付いたしました当社「第35回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部を訂正することといたしましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

### 記

訂正箇所（下線部が訂正箇所となります。）

（訂正箇所 招集ご通知 23 ページ）

「第35回定時株主総会招集ご通知」

#### 2. 会社の現況

##### (2) 新株予約権等の状況

##### ③その他新株予約権等の状況

－訂正前－

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債	
新株予約権の目的となる株式の数	<u>487, 804</u> 株

－訂正後－

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債	
新株予約権の目的となる株式の数	<u>487, 800</u> 株

（訂正箇所 招集ご通知 49ページ）

「第35回定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類

#### 第2号議案

取締役6名選任の件

—訂正前—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	まつだいら さだとも 松 平 定 知 (1944年11月7日生)	1969年4月 日本放送協会入局 2010年4月 京都造形芸術大学教授 (現任) 2016年2月 当社社外取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松平定知氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3. 松平定知氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 松平定知氏を社外取締役候補者とした理由は、長年のニュースキャスターとしての豊富な経験と見識を有しておられ、この経験と見識に基づく意見が当社の経営体制強化に寄与することが期待されるためであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、松平定知氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、金100万円と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。原案どおり選任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

—訂正後—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	きたむら かつみ 北 村 克 己 (1973年2月8日生)	2004年10月 弁護士登録 山本綜合法律事務所 (現山本柴崎 法律事務所) 入所 2008年11月 白石篤司法律事務所入所 (現任) 2014年9月 リアルコム株式会社 (現Abalance 株式会社) 社外監査役 2014年10月 株式会社SJI (現株式会社カイカ) 代表取締役 2016年6月 株式会社SRAホールディングス 社外監査役 (現任)	一株

- (注) 2. 北村克己氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定となります。選任された場合には、独立役員となる予定です。
3. 北村克己氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識によって、当社全体の運営がコーポレートガバナンス・コードで求められる基本原則を満たすものとなるよう、業務執行役員をサポートして頂くことが可能であると考えたためであります。また法令に精通した専門家が取締役に就任することで会社全体の経営組織及び管理に携わる役職員のガバナンスに対する見識を高め、取締役会の機能の充実に繋がること、そして社内において、有事の際に弁護士資格を有する者が役員に就任することは、無用な法的紛争をあらかじめ回避し、企業価値の毀損を防ぐことにも寄与すると考えたためであります。
4. 当社は、北村克己氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償限度額は、金100万円と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。選任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。